

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日と過  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目次

- ◇規則 鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則
- ◇告示 鳥取県農業改良資金貸付基準の一部改正

## 規則

鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十六年七月二十八日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 高崎正幸

### 鳥取県規則第六十三号

鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県農業改良資金貸付規則(昭和三十九年十月鳥取県規則第五十六号)

の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一

技術導入資金の種類	標準事業費	償還期間
一 自給飼料調製貯蔵技術導入資金 乳牛又は肉用牛の飼料となるサイレージをプラスチック・シート等による簡易なサイロを用いて調製し、及び貯蔵するために必要な資材の購入に要する資金	資材一セット(サイレージ二〇トン分)につき 二〇、三〇〇円	二年以内
二 桑園集団化資金 桑園を集団化する場合の当該桑園の新植を行なうために必要な桑苗又は当該桑園の土壌改良を行なうために必要な資材の購入に要する資金	桑園一〇アールにつき 二二、八〇〇円	三年以内
三 肉用牛等林地内放牧技術導入資金 知事が定める基準に基づき、林地において乳牛又は肉用牛の放牧及び草生の改良と森林の施業とを合理的に組み合わせて行なう場合に当該放牧及び草生の改良を行なうために必要な資材の購入に要する資金	林地一〇アールにつき 一一、三〇〇円	三年以内
四 上ぞく収穫技術改善資金 蚕の自然上ぞくを行なうために必要なぞく器一セット(蚕種一箱分・二三組)につき	ぞく器一セット(蚕種一箱分・二三組)につき	

00942

<p>器又はこれにあわせて使用する自動 収穫機の購入に要する資金</p>	<p>一六、五〇〇円 自動収穫機一台につき 三五、〇〇〇円</p>	<p>三年以内</p>
<p>五 田植技術改善資金 稲の省力移植 栽培を行なうために必要な田植機又 はこれにあわせて使用する育苗器の 購入に要する資金</p>	<p>田植機一台につき 二〇〇、〇〇〇円 育苗器一台につき 六二、〇〇〇円</p>	<p>三年以内</p>
<p>六 米麦収穫等技術改善資金 知事が 定める基準に基づき、稲の機械刈取 りから生脱穀及び生乾燥までの一連 の技術を導入する場合において必要 な動力刈取機若しくは穀類乾燥機又 は麦の省力多収栽培技術を導入する 場合において必要な施肥は種機、動 力刈取機若しくは穀類乾燥機の購入 に要する資金</p>	<p>動力刈取機一台につき 結束型二条にあつては 三一〇、〇〇〇円 結束型三条にあつては 四一〇、〇〇〇円 自脱型コンバインにあ つては 五五〇、〇〇〇円 穀類乾燥機一台につき 循環式にあつては 三〇〇、〇〇〇円 たて型静置式にあつて は 一四〇、〇〇〇円 施肥は種機一台につき 四九、〇〇〇円</p>	<p>三年以内</p>
<p>七 葉たばこ幹干乾燥技術改善資金 葉たばこの幹干乾燥を行なうための プラスチック・フィルム等を用いた 施設を設置するために必要な資材の 購入に要する資金</p>	<p>一セット(生葉二トン 分)につき 六二、〇〇〇円</p>	<p>三年以内</p>
<p>八 不良火山灰土壌改良資金 不良火 山灰土壌を改良する事業において施 用する物の購入に要する資金</p>	<p>貸付けのつと決定する 額</p>	<p>五年以内</p>
<p>九 集団的技術共同導入資金 農林大 臣が定める基準に基づき、農業者の 組織する団体又はその構成員が当該 団体において決定されたその構成員 との間における取決めに従いその農 業の生産行程を遂行する場合におい て当該団体が当該生産行程の主要な 部分についての相互に密接な関連を 有する一連の能率的な技術を導入す るために必要な施設の設置又は機械 の購入に要する資金</p>	<p>稲又は麦を栽培するた めに必要な施設を設置 し、又は機械を購入す る場合にあつては、耕 地一〇アールにつき 二九、四〇〇円 野菜を露地において栽 培するために必要な施 設を設置し、又は機械 を購入する場合にあつ ては、耕地一〇アール につき 一八、七〇〇円 田において稲を通常栽 培する期間以外の期間 に飼料作物の栽培(乾</p>	<p>三年以内</p>

草及びサイレージの調製を含む。以下この項において同じ。)を行なうために必要な施設を設置し、又は機械を購入する場合にあつては、耕地一〇アールにつき

一八、一〇〇円

畑において輪作により飼料作物の栽培を行なうために必要な施設を設置し、又は機械を購入する場合にあつては、耕地一〇アールにつき

一八、二〇〇円

畑において多年生牧草の栽培(乾草及びサイレージの調製を含む。)を行なうために必要な施設を設置し、又は機械を購入する場合にあつては、耕地一〇アールにつき

一一、三〇〇円

五年以内

<p>十 鶏ふん処理技術改善資金 鶏ふんを火力を用いて乾燥する場合に発生する臭気を除去するための施設の設置に要する資金</p>	<p>桑を栽培するために必要な施設を設置し、又は機械を購入する場合にあつては、耕地一〇アールにつき</p> <p>一四、四〇〇円</p>	
<p>十一 牡蚕飼育保温技術改善資金 蚕(稚蚕を除く。)の屋外桑育を行なう場合において温風により温度の調節を行なうため、送風式暖房機を購入し、又は送風式暖房機により温度の調節を行なう飼育室で保温の構造を有するものを設置するのに必要な資金</p>	<p>施設一セット(成鶏五、〇〇〇羽分)につき</p> <p>一六四、〇〇〇円</p>	<p>五年以内</p>
<p>十二 果樹等省力運搬技術改善資金 樹園地において運搬作業を省力化するための動力運搬機の購入及び当該動力運搬機の走行に必要な軌道の設置に要する資金</p>	<p>送風式暖房機一台につき</p> <p>一一〇、〇〇〇円</p> <p>施設一セット(蚕種一〇箱分)につき</p> <p>六〇〇、〇〇〇円</p> <p>動力運搬機一セットにつき</p> <p>一五四、〇〇〇円</p> <p>軌道一〇〇メートルにつき</p>	<p>五年以内</p>

<p>十三 稲作転換作付条件整備資金 水田における稲の作付けを稲以外の作物の作付けに転換するために必要な排水改良、土壌改良その他作付条件の整備に要する資金</p>	<p>貸付けのつど決定する額</p>	<p>五年以内</p>	<p>十四 牛乳品質改善技術導入資金 牛乳の品質改善技術の導入に必要な資材の購入に要する資金</p>	<p>資材一セットにつき 八三、〇〇〇円</p>	<p>三年以内</p>	<p>十五 改良果樹だな導入資金 なし園の栽培管理作業を省力化するための改良果樹だなの設置に必要な資材の購入に要する資金</p>	<p>樹園地一〇アールにつき 六三、四八〇円</p>	<p>三年以内</p>	<p>十六 畜舎環境改善技術導入資金 畜舎の環境改善技術の導入に必要な資材の購入に要する資金</p>	<p>資材一セットにつき 一〇五、〇〇〇円</p>	<p>三年以内</p>	<p>十七 肥育牛屋外飼育技術導入資金 肥育牛の屋外飼育技術の導入に必要な資材の購入に要する資金</p>	<p>資材一セット(一〇頭分)につき 一四〇、二五〇円</p>	<p>三年以内</p>	<p>十八 園芸作物栽培総合技術導入資金 野菜又は花きの不時栽培(特別の</p>	<p>被覆施設を設置する場</p>		<p>二四六、〇〇〇円</p>
---	--------------------	-------------	--	------------------------------	-------------	--	--------------------------------	-------------	--	-------------------------------	-------------	--	-------------------------------------	-------------	--	-------------------	--	-----------------

別表第二

<p>保護を加えて、通常の収穫時期以外の時期に収穫する栽培方法をいう)を行なうための被覆施設(プラスチック・フィルム等を用いた施設であつて、その高さが一・五メートル以上のものに限る。)又はこれにあわせて使用するかん水施設を設置するために必要な資材の購入に要する資金</p>	<p>合にあつては、耕地一〇アールにつき 四四〇、〇〇〇円 かん水施設を設置する場合にあつては、耕地一〇アールにつき 一四五、〇〇〇円</p>	<p>三年以内</p>	<p>十九 食鶏床面給温技術導入資金 食鶏の床面給温技術の導入に必要な資材の購入に要する資金</p>	<p>資材一セット(一、〇〇〇羽分)につき 煙道式にあつては 四九二、五〇〇円 温湯循環式にあつては 七九〇、五〇〇円 電線式にあつては 七五二、五〇〇円</p>	<p>五年以内</p>	<p>農家生活改善資金の種類 一 生活合理化設備資金 生活の合理化に資する設備又は装置で、次に掲げるものを設置するために必要な資</p>	<p>貸付金の限度額 上欄の設備又は装置の区分に応じ、それぞれこの欄の額とする。</p>	<p>償還期間 上欄の設備又は装置の区分に応じ、それぞれ</p>
--	---	-------------	--	---	-------------	--	--	--------------------------------------

える。

第二号様式(一)の(二)の次に第二号様式(二)の(三)として次のように加

<p>材の購入に要する資金</p> <p>(一) し尿浄化装置</p> <p>(二) 改良便そう</p> <p>(三) 自家用給排水施設(動力ポンプを除く。)</p>	<p>八五、〇〇〇円</p> <p>二五、〇〇〇円</p> <p>三五、〇〇〇円</p>	<p>この欄の期間とする</p> <p>三年以内</p> <p>二年以内</p> <p>二年以内</p>
<p>二 住居利用方式改善資金 家族関係の近代化又は家事労働の合理化を図るために行なう居室の独立、台所の改善その他住居の利用方式の改善に要する資金</p>	<p>二〇〇、〇〇〇円</p>	<p>五年以内</p>
<p>三 生活共同化施設資金 生活の一部を共同して行なうために必要な施設の設置に要する資金</p> <p>(一) 共同炊事施設</p> <p>(二) 共同給水施設</p> <p>(三) 共同し尿浄化施設</p> <p>(四) 共同じんあい処理施設</p> <p>(五) 集団的に存在する住宅に居住する者の共同の生活施設であつて多目的な用途に供されるもの</p>	<p>上欄の施設の区分に応じ、それぞれこの欄の額とする。</p> <p>七〇〇、〇〇〇円</p> <p>一、五〇〇、〇〇〇円</p> <p>一、〇〇〇、〇〇〇円</p> <p>一九〇、〇〇〇円</p> <p>七〇〇、〇〇〇円</p>	<p>上欄の施設の区分に応じ、それぞれこの欄の期間とする</p> <p>五年以内</p> <p>五年以内</p> <p>五年以内</p> <p>五年以内</p> <p>五年以内</p>

第2号様式(1の3)

事 業 計 画 書

(技術導入資金(稲作転換に  
関連する事業に係る資金))

1 総括表

借受者の氏名 又は名称	代表者の氏名	参加農家数	総 経 営					面 積
			田	畑	果 樹	採草放牧地	その他	
			アール	アール	アール	アール	アール	アール

2 年次別事業実施計画

	第1年度(年度) 実 施 面 積			第2年度(年度) 実 施 (計 画) 面 積			第3年度(年度) 実 施 (計 画) 面 積			計			
	転作ほ	作場	その他	計	転作ほ	作場	その他	計	転作ほ	作場	その他	計	
面 積	アール	アール	アール	アール	アール	アール	アール	アール	アール	アール	アール	アール	
作付作物名													

- (注) 1 この表は、稲作転換作付条件整備資金についてのみ記入すること。  
 2 「転作ほ場」の「面積」欄には、米生産調整及び稲作転換対策による転作奨励補助金の交付の対象となるほ場、当年度休耕し、翌年度転作が確実なほ場並びに既年度転作ほ場(3の注を参照)の面積を記入すること。

3 本年度事業実施面積(個人別)

氏 名		転 作 ほ 場				計	その他のほ場	計
		既年度転作ほ場	本年度転作ほ場	本年度休耕し、翌年度転作が確実なほ場				
	面 積	アール	アール	アール	アール	アール	アール	
	作付作物名							
	面 積							
	作付作物名							
計	面 積							

- (注) 「既年度転作ほ場」の「面積」欄には、昭和44年度以降に水田における稲の作付けを稲以外の作物の作付けに転換したほ場の面積を記入すること。

## 4 貸付けの対象となる事業種類別事業計画

事業の種類	事業面積	機械、施設、資材、施行料等	員 数	単 価	事業費
	アール			円	円
計					

## 5 資 金 計 画

総事業費	総事業費の 70%の額	資 金 調 達 方 法			備 考
		農業改良資金	自己資金	そ の 他	
円	円	円	円	円	

(注) 「その他」には、農業改良資金以外の借入金、補助金等を記入すること。

## 6 意 見

	貸付けの要否	そ の 理 由
農業協同組合長の意見欄		
市町村長の意見欄		
農業改良普及所長の意見欄		

- (3) 共同し尿浄化施設
- (4) 共同じんあい処理施設
- (5) 集団住宅用多目的生活共同施設

に改める。

第二号様式(三)中

家事共同化施設
種目 (該当事項を○で囲む。)
(1) 共同炊事施設
(2) 共同じんあい処理施設
(3) 集団住宅用多目的生活共同施設

を

生活共同化施設
種目 (該当事項を○で囲む。)
(1) 共同炊事施設
(2) 共同給水施設

る。

第二号様式(二)中

- ア 太陽熱利用温水装置
- イ メタンガス発生装置
- ウ 改良便そう
- エ 地下食品貯蔵庫
- オ 自家用給排水施設
- カ し尿浄化装置

を

- ア し尿浄化装置
- イ 改良便そう
- ウ 自家用給排水施設

に改め

第四号様式及び第五号様式を次のように改める。



第4号様式

農業改良資金貸付決定通知書

地方 コード	取扱農協 コード	資金別	資金種類	資金種目	貸付決定 番号	貸付金額 千円

償 還 期 限	年	月	日

さきに申請された農業改良資金  
( ・ 資金) の貸付けについ  
ては、右のとおり決定しました。

年 月 日  
職 氏 名 圃

借 受 者 住 所

氏名又は名称及び代表者氏名 殿

償 還 方 法	入 期 日	金 額	摘 要
納	年 月 日	千円	
第1回	年 月 日		
第2回	年 月 日		
第3回	年 月 日		
第4回	年 月 日		
第5回	年 月 日		
計			
連帯保証人			外 人

第5号様式

農業改良資金貸付決定連絡書

さきに進達された農業改良資金の貸付けについては、別添のとおり決定しました。

年 月 日

所在地  
市町村長

殿

職 氏 名 印

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際現に改正前の鳥取県農業改良資金貸付規則の規定により貸し付けている資金については、なお従前の例による。

告 示

鳥取県告示第六百三十六号

鳥取県農業改良資金貸付基準（昭和三十九年十月鳥取県告示第五百七十四号）の一部を次のように改正し、昭和四十六年七月二十八日から施行する。

昭和四十六年七月二十八日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 高 崎 正 幸

第一 技術導入資金の表を次のように改める。

資金の種類	貸付けの対象となる資材等	貸付けの相手方	貸付申貸付決定時期
一 自給飼料調製 貯蔵技術導入資 金	プラスチック・シート、プラスチック管、コック等	農業者等	四月五月

二 桑園集団化資金	桑苗 土壤改良資材	農業者等	十月十一月
三 肉用牛等林地内放牧技術導入資金	放牧施設 隔離物 給水塩施設 土壤改良資材及び肥料 草生改良牧草種子	農業者等	八月九月
四 上ぞく収繭技術改善資金	改良自然上ぞく器 自動収繭機	農業者等	五月又六月又は八月は九月
五 田植技術改善資金	動力田植機 育苗器	農業者等	四月五月
六 米麦収穫等技術改善資金	動力刈取機 穀類乾燥機(循環式、たて型静置式) 施肥は種機	農業者等	八月九月
七 葉たばこ幹干乾燥技術改善資金	プラスチック・フィルム、パイプ等	農業者等	六月七月
八 不良火山灰土壌改良資金	不良火山灰土壌を改良するための資材	農業者等	七月八月

九 集团的技術共同導入資金

(一) 稲又は麦  
イ 機械

農業用トラクター(乗用型)及び附属作業機、田植機、高能率防除機(背負式を除く)、収穫機、乾燥機等の動力機械

ロ 施設

共同育苗施設(共同催芽施設を含む。)

(二) 露地野菜

イ 機械

農業用トラクター(乗用型)及び附属作業機、高能率防除機(背負式を除く)、移植機等の動力機械

ロ 施設

共同育苗施設、移動かん水施設(施肥をわせ行なうものを含む。)及び定置配管施設

(三) 飼料作物

イ 機械

農業用トラクター(乗用型)及び附属作業機、高能

農業者の組織する団体  
四月か五月から十一月から十二月まで月まで

十三 稲作転換作	十二 果樹等省力 運搬技術改善資 金	十一 壮蚕飼育保 温技術改善資金	十 鶏ふん処理技 術改善資金	
暗きよ排水、明きよ排水、透水	切替装置等 柱等附属品付き)、補強支柱、 牽引車、トロツコ、レール(支 柱等)	送風式暖房機 施設(鉄骨保温ハウス)	脱臭装置(水洗式脱臭装置、砂 利、U字溝等)	率防除機(背負式を除く)、 飼料収穫機、飼料調整機、 飼料乾燥機等の動力機械 口 施設 乾草収納舎、サイロ、尿 溜及び推肥盤 四 桑 イ 機械 農業用トラクター(乗用 型)及び附属作業機、高能 率防除機(背負式を除く)、 収穫機等の動力機械 口 施設 かん水施設及び運搬施設
	農業者等	農業者等	農業者等	
四月か五月か	六月七月	五月又六月又 は八月は九月	六月七月	

十八 園芸作物栽 培総合技術導入 資金	被覆施設 プラスチック・フィルム、鉄 骨、木材、竹材等 かん水施設 かん水用資材(チューブ、コ ツク、継手、ポンプ、床上被 覆用ビニールフィルム等)	十七 肥育牛屋外 飼育技術導入資 金	十六 畜舎環境改 善技術導入資金	十五 改良果樹だ な導入資金	十四 牛乳品質改 善技術導入資金	付条件整備資金
		牧さく 飼料給じ設備(飼料給じ器、給 水そう、簡易屋根等) 日よけ 飼料保管舎	冷氣送風機 ダクト等	つりだな設置資材	ユニツトクーラー 簡易牛乳冷却器 水そう	きよ、心土破碎、盛土工、しゃ 水壁、土壌改良等に必要な資 材、機械及び施行料
農業者等	農業者等	農業者等	農業者等	農業者等	農業者等	農業者等
十一月十二月		六月七月	六月七月	十月十一月	六月七月	ら十一ら十二 月まで月まで

第二 農家生活改善資金の表を次のように改める。

十九 食鶏床面給 温技術導入資金	鶏舎(基礎及び換気扇を含む)床面給温設備 育成器具(育すう器、給じ器、給水器)	自動化用資材(タイムスイッチ、自動弁、電磁弁、配電費)	農業者等	六月七月
---------------------	--	-----------------------------	------	------

資金の種類 一 生活合理化設備資金	貸付けの対象となる資材等 必要な資材	貸付けの相手方 農業に従事している者であり、かつ、その者の属する世帯の農業所得が当該世帯の総所得に対し相当高い割合を占めている者であつて、本資金の貸付けを受けることによつてその生活を	貸付申貸付決 請時期定期	六月七月
----------------------	-----------------------	--	-----------------	------

三 生活共同化施設資金	二 住居利用方式改善資金	改善する見込みがあると思はれる者	六月七月
共同炊事施設の設置に要する資金 共同給水施設の設置に要する資金 共同し尿浄化施設の設置に要する資金 共同しんあい処理施設の設置に要する資金 集団的に存在する住宅に居住する者の生活共同施設であつて多目的な用途に供されるものの設置に要する資金	建築資材費(工事費を含む)及び住居利用方式の改善上不可欠な家具類の購入費	改良便そうを設置するために必要な資材 自家用給排水施設(動力ポンプを除く。)を設置するために必要な資材	六月七月
右の欄に掲げる者が組織する団体	右の欄に掲げる者が組織する団体	右の欄に掲げる者が組織する団体	六月七月
六月七月	六月七月	六月七月	六月七月